

構内除排雪作業仕様書

I 業務概要

1. 業務名 北海道運輸局旭川運輸支局及び北海道検査部旭川事務所構内除排雪作業
2. 実施場所 旭川市春光町10番地
北海道運輸局旭川運輸支局及び北海道検査部旭川事務所構内

II 業務仕様

1. 除雪作業

- (1) 除雪は、10cm以上の降雪量があったとき又は「発注者」からの指示があったときに行うものとする。
- (2) 除雪範囲及び集積場所は別添図面のとおりとする。
- (3) 除雪作業は、特に「発注者」からの指示がある場合の他は午前8時までに完了すること。
- (4) 除雪作業において、午前8時までに作業が完了しない場合及び「発注者」からの指示に基づき午前8時以降に作業をする場合は、作業順序及び要領については「発注者」の指示を受けること。
- (5) 土・日曜日、祝日及び公休日は原則として作業を行わない。

2. 排雪作業

- (1) 構内に集積されている雪の排雪・運搬作業を行うものとする。
- (2) 作業は雪の集積状況を勘案し、「発注者」から別途指示する。

3. 安全の確保等

- (1) 作業にあたっては、安全の確保に十分留意すること。万一、事故が発生した場合は、速やかに「発注者」に連絡するとともに、「請負者」の責任と負担において処理すること。
- (2) 作業にあたっては、建物・工作物等（特に、舗装面、縁石、フェンス、樹木等）に十分留意すること。万一、破損した場合は、「請負者」の責任と負担において現状に復元すること。

4. その他

- (1) 除雪作業終了後、「発注者」の検査を受けること。また、遅滞なく作業に要した時間を「発注者」に報告するとともに、作業日報に記録しておくものとする。
- (2) 請負料は毎月終了後、当該月の除雪・排雪ごとにそれぞれの作業時間を取りまとめ、

契約単価を乗じて得た額に消費税相当額を加算し、翌月速やかに請求すること（当該月の作業時間を取りまとめ後、1時間未満の端数がある場合には30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てる。）。

なお、請求の際には作業日報についても取りまとめ、請求書に当該日報を添えて提出すること。

（3）仕様書に記載なき事項については、「発注者」の指示に従うものとする。